平成３０年（フ）第８１３号
東京都葛飾区奥戸４丁目18－７－110　アプローズ奥戸壱番館
債務者　加賀谷武美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８１５号
千葉県市川市塩焼４丁目９－24－201
債務者　中本　真吾
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８２０号
東京都板橋区前野町６丁目15－７－402
債務者　石垣　知美
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８２４号
東京都武蔵野市吉祥寺北町４－８－16　吉祥寺スイートハイツ202、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目８－16　吉祥寺スイートハイツ
債務者　時田　大輔
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８２７号
東京都杉並区高円寺北３丁目21－11－203
債務者　押野　裕佳
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８２８号
東京都江戸川区春江町５丁目21－78－202
債務者　重田　潤一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８３０号
東京都港区港南４丁目２－４－2111
債務者　石毛　政雄
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８３２号
東京都大田区下丸子１丁目20－３－404
債務者　関口みづき
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８３４号
東京都練馬区高松２丁目16－３－204
債務者　田村　麻弥（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８３７号
東京都荒川区荒川１丁目35－１－1810
債務者　池島　忠夫
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４０号
東京都葛飾区東四つ木２丁目８－６－302
債務者　金高　昭也
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４５号
東京都目黒区目黒本町６丁目２－３－201
債務者　岡田　　文
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４７号
東京都足立区舎人４丁目10－６
債務者　早見　房江
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８５０号
東京都中野区江原町２丁目21－19－101
債務者　平原　和信
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６号
岡山市中区原尾島798番地２　佐々木コーポ101号、旧住所岡山市南区彦崎665番地
債務者　福森　　健
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部